

参考資料

1. 不正薬物の種類

不正薬物は、覚醒剤取締法に規定する覚醒剤、大麻取締法に規定する大麻、麻薬及び向精神薬取締法に規定するヘロイン・コカイン・MDMA・LSD等の麻薬及び向精神薬、あへん法に規定するあへんに分類されます。薬理作用の面からは、覚醒剤、コカイン及びMDMAが興奮作用型、大麻及びLSDが幻覚作用型、ヘロイン及びあへんが鎮静作用型として分類されています。向精神薬は中枢神経に作用して精神機能に影響を及ぼす物質（医薬品を含む）の総称であり、乱用されるおそれがあること等から規制されているものです。

不正薬物を継続使用した場合には、その種類により強弱はあるものの、次のような症状をもたらします。

耐性	薬物を継続使用するに従い、身体が不正薬物に慣れてくるため、1回の使用量を増加しなければ不正薬物の効果が生じないこと。
逆耐性	耐性とは逆に、不正薬物を継続使用するに従い、不正薬物に対する過剰反応が生じ、少量の使用であっても過敏な精神的症状を発現すること。
依存性	不正薬物の乱用者が、不正薬物を使用しなければ精神的又は肉体的に耐えきれない状態に陥ること。この依存性が生じた結果、不正薬物の効果が切れた際に現れる症状を禁断症状という。
フラッシュバック	不正薬物の乱用者が長期間にわたってその使用を中断した後であっても、一時的な不正薬物の再使用や酒酔い等を契機として乱用時の精神状態（幻覚や肉体的苦痛等）が発現すること。

不正薬物の乱用方法として、次の方法があります。

経口摂取	不正薬物を経口で服用し、胃や腸から吸収させる方法。
皮下注射	不正薬物の水溶液を皮下組織に注射し、毛細血管から吸収させる方法。
吸入・吸煙	不正薬物を直接鼻から吸入し、又は、不正薬物を燃焼させ、口あるいは鼻から吸煙して、肺を通じ血中に吸収させる方法。
静脈内注射	不正薬物を静脈に注射し、血中に吸収させる方法。

2. 主な不正薬物の製造方法・薬理作用等

種類	製造方法等	薬理作用・中毒症状・禁断症状等	
覚醒剤	<p>麻黄等 ↓ エフェドリン ↓ メタンフェタミン</p> <p>化学薬品 ↓ フェニルアセトン ↓ アンフェタミン</p>	<p>強い興奮作用を有し、気分発揚・爽快感・多弁などがみられるが、多量では急性錯乱状態など急性中毒症状が現れ、効果が切れると強い脱力・疲労・不快感等に陥る。急速に耐性（同じ効果を得るために薬物を増量しなければならなくなる。）を生じ、反復使用の結果、幻覚・妄想等の精神病症状の発現がみられる。なお、医療目的にはナルコレプシー（日中等に突然、短時間眠り込んでしまう症状）・各種の昏睡等の改善等の用途がある。</p> <p>〔主な用法：注射、吸煙、経口〕</p>	
大麻	<p>大麻草（主成分：テトラヒドロカンナビノール(THC)） 乾燥大麻：葉や花穂を乾燥したもの 大麻樹脂：樹液を固めたもの 液体大麻：大麻草又は大麻樹脂から抽出した液状又はオイル状のもの</p>	<p>幻覚作用を有し、気分・情動・感覚・知覚などに変化をきたす。多量では急性中毒状態をきたし、しばしば幻覚・妄想などを伴う。中毒によってひどい禁断症状はみられないが、長期連用により幻覚・妄想・意識変容等の精神病症状の発現がみられる。</p> <p>〔主な用法：吸煙〕</p>	
麻薬類	<p>あへん モルヒネ ヘロイン</p> <p>けし ↓ あへん ↓ モルヒネ ↓ ヘロイン</p>	<p>あへん・モルヒネ・ヘロインについては、作用の強弱等に違いはあっても、本質的な作用はあへの主成分であるモルヒネの作用と異なるものではない。（ヘロインはモルヒネを化学的にアセチル化したものであり、即効性で作用も強い。）</p> <p>これらは抑制作用を有し、少量では鎮痛効果を現し、過量では急性中毒状態（呼吸抑制・昏睡等）をきたす。精神的には苦痛感が薄らぎ、心配や不安が消え陶酔感が生じる。反復使用により、身体的依存や耐性を生じるため、中断によって激しい禁断症状の発現がみられる。</p> <p>なお、医療目的には癌等における疼痛緩和等の用途がある。</p> <p>〔主な用法：あへん－吸煙、モルヒネ・ヘロイン－注射〕</p>	
	コカイン	<p>コカ葉から抽出し、精製を行ったもの</p> <p>コカ葉 → コカペースト → コカイン</p>	<p>覚醒剤と類似の興奮作用を有し、効果が切れると落ち込んだ状態になる。反復使用の結果、幻覚・妄想等の精神病症状の発現がみられる。なお、覚醒剤と異なるのは、手足・局部を麻痺させる作用があることであり、医療目的には、局所麻酔の用途がある。</p> <p>〔主な用法：鼻からの吸引〕</p>
	MDMA (通称:エクスタシー) MDA (通称:ラブドラッグ)	<p>覚醒剤と似た化学構造を有し、化学薬品から合成される</p> <p>MDMA：化学名「N・α-ジメチル-3・4-（メチレンジオキシ）フェネチルアミン」の別名 MDA：化学名「α-メチル-3・4-（メチレンジオキシ）フェネチルアミン」の別名</p>	<p>MDMA と MDA の薬理作用は類似しており、これらは覚醒剤と類似の興奮作用を有し、視覚、聴覚を変化させる作用がある。情動面では陽気になる反面、不安や不眠に陥る場合もある。また、乱用により肝腎障害や記憶障害をおこし錯乱状態に陥ることがある。</p> <p>〔主な用法：経口〕</p>
	LSD	<p>ライ麦に寄生する 麦角菌 → 麦角アルカロイド ↓ リゼルギン酸 → LSD</p> <p>LSD：化学名「リゼルギン酸ジエチルアミド」の別名。</p>	<p>強い幻覚作用を有し、主として知覚、ことに視覚領域を主とする多彩な幻覚をきたす。情動面では、陶酔感や陽気な気分から逆に不安な抑うつをきたすことがある。乱用により脳障害をおこし、精神病症状が残ったり、自殺傾向を生じる場合がある。</p> <p>〔主な用法：舌の上に置き、舐める〕</p>
	マジックマッシュルーム (サイロシン又はサイロシピンを含有するきのこ)	<p>〔国内種で含有が判明しているもの〕 ヒカゲシビレタケ、ミナシビレタケ、アイセンボンタケ、ヤブシビレタケ、オシビレタケ、アイゾメシバフタケ、シビレタケ、アイゾメヒカゲタケ、ワライタケ、ヒカゲタケ、センボンサイギョウガサ 〔海外種で含有が判明しているもの〕 Psilocybe subcubensis Guzman、Psilocybe tampanensis Guzman et Pollock</p>	<p>LSD と類似の幻覚作用を有し、精神依存性を有する。人に奇妙な気分・陶酔・思考困難・不安・幻視を含む幻覚・身体感覚変化・時間感覚変化等の精神変容作用を発現し、身体的には散瞳・体温上昇・脈拍過多・呼吸量上昇等をもたらす。乱用ないし中毒により、情動面の変化が激しくなり、凶暴化・攻撃行動・殺人・自殺を試みることがある。また、精神分裂病様作用が見られる。</p> <p>〔主な用法：経口〕</p>
メチルフェニデート ピブプロロール ペモリン	<p>興奮作用を有し、ナルコレプシー等への医療用途がある。</p>	<p>向精神薬は医療上広く使用されているが、医師等の監督のもとを離れて長期に濫用すると、やがて自ら使用を止めることが困難な状態となる。このような状態になると、怒りやすくなる・感情が不安定になる等の症状がみられ、中断により幻覚・妄想等が発現する。</p> <p>なお、向精神薬は各種の医療目的に用いられており、左のようなものがある。</p> <p>〔主な用法：経口〕</p>	
ブプレノフィン ペンタゾシン レフェタミン	<p>鎮痛作用を有し、術後や各種癌における疼痛緩和等の医療用途がある。</p>		
トリアゾラム ニトラゼパム等	<p>催眠鎮静作用を有し、不眠症・麻酔前投薬等の医療用途がある。</p>		
ジアゼパム アルプラゾラム等	<p>精神安定作用を有し、神経症等における不安・緊張等の緩和の医療用途がある。</p>		
フェノバルビタール等	<p>抗てんかん作用を有し、てんかんの痙攣発作等への医療用途がある。</p>		

3. 銃砲の種類

銃砲の種類は、銃砲刀剣類所持等取締法に規定する拳銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）等に分類され、拳銃については、その形式上から、回転弾倉式（固定弾倉式、元折式、固定式）、自動装てん式等に分類されます。

銃砲は、以下の種類に分類されます。

拳銃	肩付けをせず、片手で保持して照準、発射できる形態を有し、人の殺傷に適するように製造されたもの。
小銃	1人で携帯して両手で保持し、肩付けをして照準、発射できる形態のもので、銃腔に腔旋（ライフル）が切っており、主として歩兵の戦闘に適するように製造されたもの。通常、着剣装置、遠距離射撃用の照尺、頑丈な銃床を有する。
機関銃	引き金を引いている間は、自動的に連続して弾丸を発射し得る機能を有し、短時間に多数の弾丸を発射し、戦闘に適するように製造されたもので、口径が20mm未満のもの。
砲	口径が20mm以上のもので、武器等製造法上、口径により、小口径砲（20mm以上40mm以下）、中口径砲（40mmを超え90mm未満）、大口径砲（90mm以上）、迫撃砲に区分され、使用目的により、高射砲、対戦車砲等に区分される。
猟銃	狩猟及び標的射撃に適するように製造された散弾銃、ライフル銃をいい、製造上の意図、銃の機能、その他の事情により小銃と区分される。
その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲	拳銃、小銃、機関銃、砲、猟銃には該当しないが、人畜を殺傷するに足る威力を持って、金属性弾丸を発射し得る機能を有する装薬銃砲すべてを含む。
空気銃	スプリング式空気銃、ポンプ式空気銃、圧縮ガス銃等、圧縮空気又は圧縮炭酸ガス等の膨張力により金属性弾丸を発射させるもの。

銃砲の要件は、次のとおりです。

- ① 金属性弾丸を発射する機能を有すること。
 - ・「金属性弾丸」とは、金属的性格を有するものであればよい。非金属性の物質であっても、金属と同程度の硬度、重量、衝撃力を有するものであれば足りる。
 - ・「発射する機能を有する」とは、現状のままで金属性弾丸を発射することができるものはもちろん、「故障のため一時銃砲としての機能に障害があっても、通常の手入れ又は修理を施せば、その機能を回復することができるもの」あるいは「その目的をもって製造されたものでなくとも、小許の加工又は改造により金属性弾丸を発射できるようになるもの」を包含する。
 - ・装薬又は圧縮空気（圧縮ガス）を用いるものであること。
- ② 人畜を殺傷することができる能力を有すること。

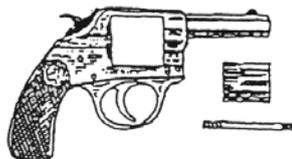
4. 拳銃の形式上の種類

(1) 回転弾倉式 (リボルバー)

銃身後方の枠型銃床に取付けた円筒型弾倉が撃鉄を起こすたびに弾倉回転子の作用で1コマずつ回転して弾倉の薬室を1つずつ順に銃身と一致して装てん実包を発射する構造で、機構上の特徴から3つに分けられる。

① 固定弾倉式 (ソリッド・フレーム)

固定枠型銃床に固定棒で弾倉を取付けた型式のもの。(初期の銃に多く見られる。現在では安物銃に採用されている。)

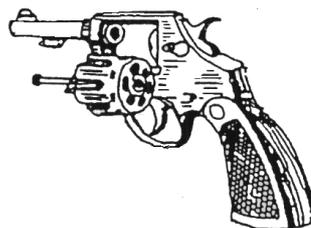


② 元折式 (ヒンジ・フレーム)



③ 固定式 (スイング・アウト・シリンダー)

固定枠型銃床から弾倉がクレーン式の構造で左側へ振り出すことができるもの。(固定式拳銃の大部分がこの型式である。)



(2) 自動式 (オートマチック)

機関銃のように連続発射される構造の完全自動式でなく、弾倉内の実包が引金を引く都度発射され、そのとき発生するガス圧の反動を利用して遊底 (銃身) を後退させて排きようし、同時に次弾を装てんするという一連の動作を行う拳銃のことで「自動装てん銃」又は「半自動式」ともいわれる。



5. 世界における密輸動向等

(1) 2019年の不正薬物の密輸動向

「Illicit Trade Report 2019」(World Customs Organization:WCO、2020年7月発行)における我が国を取り巻く不正薬物の密輸動向(概況)は次のとおり。

- ・ 2019年の世界全体の不正薬物密輸事犯の摘発件数は、119カ国から報告され、40,017件と前年より19.6%減少した。摘発件数の内訳は、覚醒剤(メタンフェタミン)を含む向精神薬37.9%、大麻・大麻製品(以下「大麻等」という。)は25.4%、コカイン15.0%、新精神活性物質¹(以下「NPS」という。)9.3%、カート1.8%、及びその他10.6%であり、大麻等及び向精神薬で全体の50%を超える。
- ・ 2019年の世界全体の不正薬物密輸事犯の摘発数量は、1,105トンと前年より9.5%減少した。薬種別にみると、覚醒剤(メタンフェタミン)を含む向精神薬及び大麻等は、前年より減少し、それぞれ115トンと540トンとなった。他方、コカインは前年より増加し、289トンとなった。
- ・ 地域別にみると、米国を含む北米で世界の全摘発件数の47%(18,828件)を占めて最大であるが、2018年との比較では約34%の減少となっている。北米における摘発数量においても約400トン近く押収されており、世界最大の摘発数量を有する地域となっている。これに、欧州、南米、アフリカ、アジア・大洋州が続く。
- ・ 不正薬物の密輸は、仕出国、仕向国又は中継国を問わなければ世界のほとんどの国で発生しており、中でも、米国での密輸事犯が最も多く報告されている。このほか、サウジアラビア、オーストリア、アラブ首長国連邦、ドイツ、オランダ、バーレーン、スペイン、ブラジル等においても多くの密輸事犯が報告されている。

(2) 我が国における主要薬物の世界における動向

① 覚醒剤等

- ・ 2019年には85カ国から覚醒剤(メタンフェタミン)を含む向精神薬摘発に係る報告があり、摘発件数は15,177件、摘発数量は115トンであり、2018年と比較すると、摘発件数は10.5%、摘発数量は28.7%、それぞれ減少した。
- ・ 摘発された向精神薬の種類は、我が国の主要薬物である覚醒剤(メタンフェタミン)が最も多く、次いでトラマドール、MDMA、アンフェタミンの順であった。
- ・ 上記4薬種の摘発数量について2018年と比較すると、MDMA及びアンフェタミンは増加したが、覚醒剤(メタンフェタミン)及びトラマドールは減少した。
- ・ 2019年の向精神薬の摘発件数が最も多い国は米国で、次いでオーストリア、サウジアラビア、アラブ首長国連邦の順であり、2018年と比較すると、米国、オーストリア及びサウジアラビアは減少したが、アラブ首長国連邦においては増加した。

¹ 新精神活性物質(NPS: New Psychoactive substances)とは、国連麻薬犯罪委員会発行の報告書「The challenge of new psychoactive substances 2013」において「1961年の麻薬に関する単一条約及び1971年の向精神薬に関する条約で規制されていないが公衆の健康を害するおそれがある物質」と定義されている物質である。一部の物質は我が国で麻薬、向精神薬又は指定薬物に該当するほか、危険ドラッグとして使用される物質もある。

- ・ 向精神薬の密輸ルートを見ると、メキシコから米国へのルートが一番多く、その次にシンガポールから米国へのルートが多くなっている。

② 大麻等

- ・ 大麻等は、世界中で最も乱用されている不正薬物の一つである。2019 年には 92 カ国から大麻等の摘発に係る報告があり、摘発件数は 10,168 件、摘発数量は 541 トンであった。2018 年と比較すると摘発件数は 4.7%、摘発数量は 23.6%と、それぞれ減少した。
- ・ 摘発された大麻の種類については、乾燥大麻が 65.4%と最も多く、次に大麻樹脂 20.8%と続く。なお、乾燥大麻の摘発件数については、2018 年と比較し、15.1%減少した。
- ・ 2019 年の大麻等の摘発件数が最も多い国は米国で、次いでバーレーン、スペイン、アラブ首長国連邦、オーストリア、南アフリカの順であった。2018 年の摘発数量と比較すると、米国は減少、バーレーン、スペイン、アラブ首長国連邦、オーストリア及び南アフリカは増加した。
摘発件数の多い国のうち、米国及びアラブ首長国連邦では主に乾燥大麻が、バーレーンでは主に大麻樹脂が摘発されている。
- ・ 大麻等の密輸ルートを見ると、メキシコから米国、及びサウジアラビアからバーレーンとなっているルートが多くなっていることが指摘されている。

③ コカイン

- ・ コカインは主に、北米、南米及び欧州で乱用されている不正薬物である。2019 年には 6,005 件、摘発数量は 289 トンであった。2018 年と比較すると、摘発件数は 17.5%減少したが、摘発数量は 52.6%増加した。
- ・ 2018 年の摘発件数のうち、90.9%が粉末状のコカインであり、そのほかは、コカ葉やコカイン水溶液等である。
- ・ 2019 年のコカインの摘発件数が最も多い国は米国で、次いでオランダ、ブラジル、スペイン、ドイツ、オーストリアの順であった。
- ・ コカインの密輸ルートを見ると、スリナムからオランダへのルートが一番多く、その次にメキシコから米国へのルートが多くなっている。

(3) トピックス (その他の薬物 (NPS、カート))

① NPS

- ・ 2019 年の NPS の摘発件数は 3,716 件、摘発数量は 10 トンであり、2018 年と比較すると、摘発件数は 21.8%の増加、摘発数量は 54.6%の減少となった。
- ・ 摘発された NPS の種類は、プレガバリンが最も多く、次いで合成カチノンが摘発されている。
- ・ 摘発が多い国は、米国、アラブ首長国連邦、スイス、サウジアラビア、及びデンマークとなっている。
- ・ NPS の密輸ルートを見ると、メキシコから米国へのルートが一番多く、その次にオランダから米国へのルートが多くなっている。

② カート

- ・ カートはニシキギ科の灌木で、元々はエチオピア原産であるが、15 世紀頃からイエメンを中心とするアラビア半島でも栽培されるようになった。同半島内では、カートは葉の部分を咀嚼し、アンフェタミンと同様の興奮作用や多幸感を得るために使用されている。カートに対する法規制は、国や地域によって異なり、欧州域内では半数強の加盟国で規制対象となっている。
- ・ 2019 年の摘発件数は 718 件、摘発数量は 38 トンであり、2018 年と比較すると、摘発件数は 51.4%の減少、摘発数量は 26.6%の増加となった。
- ・ 摘発が多い国は、米国、ノルウェー、南アフリカ、ベルギー及びオランダとなっている。
- ・ カートの密輸ルートを見ると、エチオピアからノルウェーへのルートが一番多く、その次に南アフリカから米国へのルートが多くなっている。

6. 社会悪物品の摘発実績

種類	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比
覚醒剤	件	151	169	425	72	95	132%
	kg	1,159	1,159	2,587	811	912	112%
大麻	件	171	218	242	204	199	98%
	kg	131	156	82	126	153	122%
大麻草	件	115	128	110	86	94	109%
	kg	117	143	61	49	22	44%
大麻樹脂等	件	56	90	132	118	105	89%
	kg	13	13	21	76	132	172%
あへん	件	—	—	—	—	1	全増
	kg	—	—	—	—	4	全増
麻薬	件	170	225	209	167	230	138%
	kg	82	161	656	822	51	6%
	千錠	2	32	61	90	130	145%
ヘロイン	件	6	8	5	2	—	全減
	kg	70	1	17	0	—	全減
コカイン	件	24	58	52	27	34	126%
	kg	10	153	638	820	14	2%
MDMA等	件	48	59	67	74	81	109%
	kg	0	5	0	2	27	16.2倍
	千錠	2	32	61	90	127	142%
その他麻薬	件	92	100	85	64	115	180%
	kg	1	2	0	1	11	12.4倍
	千錠	0	1	0	0	3	20.5倍
向精神薬	件	17	38	6	2	6	300%
	kg	0	0	—	—	0	全増
	千錠	4	26	0	1	1	131%
指定薬物	件	275	221	165	300	302	101%
	kg	8	17	14	169	17	10%
合計	件	784	871	1,047	745	833	112%
	kg	1,380	1,493	3,339	1,928	1,138	59%
	千錠	6	58	61	91	132	144%
(参考) 使用回数	万回	4,638	4,427	10,957	5,530	3,237	59%
銃砲	件	7	8	—	3	1	33%
	丁	19	10	—	3	1	33%
うち拳銃	件	6	7	—	3	1	33%
	丁	18	9	—	3	1	33%
拳銃部品	件	3	1	—	—	1	全増
	点	4	1	—	—	1	全増

- (注) 1. 令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。
2. 税関が摘発した密輸事件のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
3. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。
4. 大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。
5. MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。
6. その他麻薬には、ケタミン・LSD等が含まれる。
7. (参考)使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。
(覚醒剤：0.03g、大麻草：0.5g、大麻樹脂：0.1g、あへん：0.3g、ヘロイン：0.01g、コカイン：0.03g、MDMA等及び向精神薬：1錠)
8. 端数処理のため数値が合わないことがある。
9. 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「—」とは全く無い場合を示す。
10. 令和3年の数値は速報値である。

7. 不正薬物の密輸形態別摘発件数

(件)

形態別	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比		構成比	
							前年比	構成比		
航空機旅客による密輸		214	243	389	70	24	34%	3%		
国際郵便物を利用した密輸		526	557	520	567	686	121%	82%		
商業貨物を利用した密輸		36	58	127	108	123	114%	15%		
	航空貨物	32	46	121	95	108	114%	13%		
	海上貨物	4	12	6	13	15	115%	2%		
船員等による密輸		8	13	11	-	-	-	-		
合計		784	871	1,047	745	833	112%	100%		

(注) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

8-1. 覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比		構成比	
							前年比	構成比		
航空機旅客による密輸		99	91	229	23	5	22%	5%		
		190	160	427	54	35	65%	4%		
国際郵便物を利用した密輸		38	52	85	23	33	143%	35%		
		96	50	188	14	52	360%	6%		
商業貨物を利用した密輸		11	23	109	26	57	219%	60%		
		398	948	367	743	825	111%	91%		
航空貨物		10	13	107	20	50	250%	53%		
		48	22	325	103	199	193%	22%		
海上貨物		1	10	2	6	7	117%	7%		
		351	926	43	639	626	98%	69%		
船員等による密輸		3	3	2	-	-	-	-		
		475	0	1,605	-	-	-	-		
合計		151	169	425	72	95	132%	100%		
		1,159	1,159	2,587	811	912	112%	100%		

(注) 1. 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。
 2. 端数処理のため数値が合わないことがある。
 3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

8-2. 覚醒剤の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	構成比	合計
アジア		75 925	85 1,031	204 283	29 153	30 531	32% 58%	423 2,922
マレーシア		14 21	22 63	69 107	4 14	11 65	12% 7%	120 271
タイ		21 27	18 174	87 87	7 120	7 13	7% 1%	140 422
ベトナム		2 0	4 3	4 4	8 3	4 4	4% 0%	22 15
中国（香港・マカオを含む）		20 853	11 404	4 3	4 11	3 445	3% 49%	42 1,716
中国		10 835	6 157	1 0	1 2	1 15	1% 2%	19 1,008
香港		10 19	5 247	2 1	3 9	2 430	2% 47%	22 706
マカオ		-	-	1 2	-	-	-	1 2
フィリピン		-	1 2	10 16	-	2 0	2% 0%	13 17
ラオス		-	3 3	9 36	1 2	1 3	1% 0%	14 44
パキスタン		1 0	-	-	-	1 -	1% -	2 0
韓国		-	4 8	4 5	-	1 -	1% -	9 13
台湾		11 7	9 345	6 0	4 1	-	-	30 353
カンボジア		2 5	7 21	4 10	-	-	-	13 35
中東		7 12	4 4	24 109	7 28	6 54	6% 6%	48 206
トルコ		6 11	2 3	11 15	2 6	3 6	3% 1%	24 41
アラブ首長国連邦		1 0	1 1	9 23	2 16	2 45	2% 5%	15 85
イラン		-	-	4 70	2 4	1 3	1% 0%	7 77
アフリカ		16 72	7 54	19 70	5 259	8 28	8% 3%	55 483
南アフリカ		3 22	2 4	7 14	4 258	6 12	6% 1%	22 311
ガーナ		3 7	-	-	-	1 10	1% 1%	4 17
ナイジェリア		-	1 15	9 47	-	1 6	1% 1%	11 68
欧州		22 26	28 18	43 47	10 14	24 27	25% 3%	127 132
イギリス		1 2	5 11	14 9	3 8	9 13	9% 1%	32 42
オランダ		9 3	10 0	3 0	2 0	5 0	5% 0%	29 3
フランス		-	-	3 4	-	4 2	4% 0%	7 6
ドイツ		7 9	7 4	7 12	1 0	2 10	2% 1%	24 35
ベルギー		-	5 0	1 2	1 6	2 1	2% 0%	9 9
ウクライナ		-	-	-	-	1 0	1% 0%	1 0
アイルランド		-	-	-	-	1 -	1% -	1 -
北米		19 111	34 43	111 336	12 245	19 81	20% 9%	195 815
米国		12 96	26 37	61 126	9 1	14 75	15% 8%	122 336
カナダ		7 15	8 5	50 209	3 244	5 6	5% 1%	73 480
中南米		6 14	9 9	22 138	9 111	8 192	8% 21%	54 464
メキシコ		6 14	9 9	22 138	9 111	8 192	8% 21%	54 464
オセアニア		1 0	-	-	-	-	-	1 0
不明		5 0	2 0	2 1,605	2 -	-	-	9 1,605
合計		151 1,159	169 1,159	425 2,587	72 811	95 912	100% 100%	912 6,627

- (注) 1. 端数処理のため数値が合わないことがある。
 2. 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している。
 3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

9-1. 大麻の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和3年	
							前年比	構成比
航空機旅客による密輸		57 3	49 92	60 28	21 0	6 10	29% 39倍	3% 6%
国際郵便物を利用した密輸		99 10	148 45	167 49	144 77	159 80	110% 103%	80% 52%
商業貨物を利用した密輸		12 118	19 19	11 5	39 48	34 63	87% 131%	17% 41%
	航空貨物	10 18	19 19	10 5	36 48	27 63	75% 131%	14% 41%
	海上貨物	2 100	- -	1 0	3 0	7 0	233% 16倍	4% 0%
船員等による密輸		3 0	2 0	4 0	- -	- -	- -	- -
合計		171 131	218 156	242 82	204 126	199 153	98% 122%	100% 100%

- (注) 1. 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。
 2. 端数処理のため数値が合わないことがある。
 3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

9-2. 大麻草の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和3年		合計
							構成比		
アジア		20 1	20 6	11 0	15 38	7 7	7% 32%	73 52	
中東		- -	2 0	- -	- -	- -	- -	2 0	
アフリカ		2 100	- -	- -	- -	3 2	3% 9%	5 102	
	南アフリカ	2 100	- -	- -	- -	3 2	3% 9%	5 102	
欧州		31 1	33 3	29 1	21 3	30 1	32% 3%	144 8	
北米		55 15	70 133	66 61	50 8	52 12	55% 56%	293 230	
	米国	40 10	61 40	50 43	38 2	48 11	51% 49%	237 105	
	カナダ	15 6	9 93	16 18	12 7	4 1	4% 6%	56 125	
中南米		3 0	2 1	1 0	- -	- -	- -	6 1	
オセアニア		- -	1 0	1 0	- -	2 0	2% 0%	4 0	
不明		4 0	- -	2 0	- -	- -	- -	6 0	
合計		115 117	128 143	110 61	86 49	94 22	100% 100%	533 393	

- (注) 1. 端数処理のため数値が合わないことがある。
 2. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

9-3. 大麻樹脂等の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	構成比		合計
							構成比	合計	
アジア		12	6	13	1	3	3%	35	
		11	0	9	0	0	0%	20	
アフリカ		1	-	-	-	-	-	1	
		0	-	-	-	-	-	0	
欧州		17	17	31	8	10	10%	83	
		0	1	2	0	1	1%	3	
北米		24	67	87	108	89	85%	375	
		2	12	10	76	131	99%	232	
米国		21	65	80	101	86	82%	353	
		2	12	10	66	125	95%	215	
中南米		-	-	1	-	-	-	1	
		-	-	0	-	-	-	0	
オセアニア		-	-	-	1	2	2%	3	
		-	-	-	0	0	0%	0	
不明		2	-	-	-	1	1%	3	
		0	-	-	-	-	-	0	
合計		56	90	132	118	105	100%	501	
		13	13	21	76	132	100%	255	

- (注) 1. 端数処理のため数値が合わないことがある。
 2. 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している。
 3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(参考) 関税法(注)違反事件の犯則態様別処分件数

【告発】

(件)

犯則態様	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	構成比	
						前年比	構成比
禁制品輸出入事犯	447	385	514	295	278	94%	97%
関税脱税事犯	1	3	1	2	1	50%	0%
無許可輸出入事犯	28	46	25	14	4	29%	1%
虚偽申告輸出入事犯	5	3	7	4	5	125%	2%
その他	-	3	-	-	-	-	-
合計	481	440	547	315	288	91%	100%

【通告処分】

(件)

犯則態様	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	構成比	
						前年比	構成比
禁制品輸出入事犯	155	118	122	80	84	105%	51%
関税脱税事犯	62	53	45	21	19	90%	12%
無許可輸出入事犯	919	929	545	129	56	43%	34%
虚偽申告輸出入事犯	2	7	6	6	6	100%	4%
その他	4	7	1	15	-	全減	0%
合計	1,142	1,114	719	251	165	66%	100%

- (注) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律」を含む。

10. 各知的財産権の概要

	保護客体	権利の発生及び期間	税関の主な差止事例
特許法 (特許権)	・発明（自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの） (1条、2条)	・設定の登録により発生 (66条) ・特許出願の日から原則として20年(67条)	・インクカートリッジ（セイコーエプソン） ・トナーカートリッジ（リコー） ・スマートフォン等のグリップ・スタンド（ポップソケッツリミテッドライピリティカンパニー）
実用新案法 (実用新案権)	・物品の形状、構造又は組合せに係る考案（自然法則を利用した技術的思想の創作）（1条、2条）	・設定の登録により発生 (14条) ・実用新案登録出願の日から10年(15条)	・クリーニングワイパー（花王） (※過去の事例であり、現在は権利無し)
意匠法 (意匠権)	・意匠（物品の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合、建築物の形状等又は画像であって、視覚を通じて美感を起させるもの）（1条、2条）	・設定の登録により発生 (20条) ・意匠登録出願の日から25年(21条)	・美容用ローラー（MTG） ・イヤホン（アップル）
商標法 (商標権)	・商標（人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの（標章）であって、業として商品を生産し、証明し、譲渡する者がその商品について使用をするもの等）（1条、2条）	・設定の登録により発生 (18条) ・設定の登録の日から10年(19条)※更新可	・バッグ、財布、衣類等の偽ブランド品 ・バイアグラ等の偽造医薬品
著作権法 (著作権)	・著作物（思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの） (1条、2条)	・創作により発生（51条1項） ・原則として著作者の死後70年(51条2項) ・映画の著作物は公表後70年(54条)	・アニメ等のキャラクターグッズ ・海賊版DVD（映画、ドラマ、エクササイズ用等）

	保護客体	権利の発生及び期間	税関の主な差止事例
(著作隣接権)	<ul style="list-style-type: none"> ・実演（著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること。これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものを含む。） ・レコード（蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの。音を専ら映像とともに再生することを目的とするものを除く。） ・放送（公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信） ・有線放送（公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信）（1条、2条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・実演等を行った時に発生（101条1項） ・実演等が行われた日の属する年の翌年から起算して70年又は50年（101条2項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外頒布用CD
半導体集積回路の回路配置に関する法律（回路配置利用権）	<ul style="list-style-type: none"> ・回路配置（半導体集積回路における回路素子及びこれらを接続する導線の配置）（1条、2条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・設定登録により発生（10条1項） ・設定登録の日から10年（10条2項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・差止事例なし
種 苗 法（育成者権）	<ul style="list-style-type: none"> ・品種（重要な形質に係る特性の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一の植物体の集合）（1条、2条2項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・品種登録により発生（19条1項） ・品種登録の日から25年、永年性植物については30年（19条2項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・い草（ひのみどり）（熊本県）（※過去の事例であり、現在は権利無し）

不正競争防止法で輸出入が規制されている物品の概要

	内容	物品例
周知表示混同惹起品 (第2条第1項第1号)	需要者の間で知られている他人の商品等表示(周知表示)と同一又は類似の表示を使用して、他人の商品と混同させるもの	・大阪の有名料理店の看板と類似した看板(例:有名かに料理店の名物「動くかに看板」と類似した「かに看板」)
著名表示冒用品 (第2条第1項第2号)	需要者に限られず全国的に広く知られている他人の商品等表示(著名表示)と同一又は類似のものを勝手に用いて作られたもの(混同の惹起は不要)	・ビタミン剤として著名な商品の商品名と類似の商品名を使用したビタミン剤(例:著名な「アリナミンA25」と類似する商品名の「アリナミック25」)
形態模倣品 (第2条第1項第3号)	特徴のある他人の商品の形態を真似て作られたもの(ラベル等の「表示」は不要)	・形に特徴のある有名な玩具を模倣し同様の形をした玩具(例:「たまごっち」の形態を模倣した「ニュータマゴウォッチ」)
営業秘密侵害品 (第2条第1項第10号)	営業秘密の不正使用により生産されたもの(そのことを知っている者が輸出入する場合に限る)	・不正に取得した製造プロセスに関する技術を使用して、製造された製品(例:新日鉄住金の高機能鋼板(方向性電磁鋼板)の製造プロセスを不正に取得・使用して製造された鋼板)
技術的制限手段無効化装置 (第2条第1項第17号、第18号)	コンテンツを暗号化することにより正当に許諾を受けた者以外の視聴等を制限する手段(アクセスコントロール)等を無効化する機器	・違法ダウンロードソフトによるゲーム機の使用を可能とする装置(例:マジコン) ・コンピューターゲームのデータを編集可能とする装置(例:セーブエディター)

(注) 不正競争防止法違反物品については、同法の保護を受けることができる者や物品が明確でない場合が想定されることから、税関における適正な執行を確保するため、差止申立てを行う者は、申立てに係る侵害の事実が疎明するに足りるか等について経済産業大臣の意見又は認定を求め、その意見又は認定の内容が記載された書面を税関長に提出しなければならない。